

令和 7 年度 拠点校部活動の登録申請・承認について

岐阜県中学校体育連盟

- 1 拠点校部活動を希望する学校の校長は、拠点校部活動に指導を委任する各校長の合意のもと申請手続きを行う。

(1) 希望する学校それぞれが、学校長名で「拠点校部活動登録申請書（様式 1）」（以下：申請書）を作成し、所属する地区中学校体育連盟（以下：地区中体連）の理事長の勤務校へ郵送等で提出する。

(2) 申請期間は令和 7 年 5 月 1 5 日（木）までとする。

地区	理事長	勤務校	〒 住所	電話
岐阜	的場 泰良	岐阜市立三輪中	〒501-2535 岐阜市石原 1 丁目 1 2	058-229-1101
西濃	今村 光尋	大垣市立西部中	〒503-0993 大垣市荒川町 3 3 7	0584-91-7189
美濃	神野 拓真	関市立下有知中	〒501-2812 関市下有知 3 1 2 1 - 1	0575-22-3179
可茂	打田 祐太	美濃加茂市立西中	〒505-0046 美濃加茂市西町 1 - 3 0	0574-25-2263
東濃	上田 哲也	恵那市立恵那東中	〒509-7201 恵那市大井町 1 0 7 3 - 1	0573-26-6921
飛騨	木戸脇千景	高山市立松倉中	〒506-0055 高山市上岡本町四丁目 119	0577-32-0876

- 2 各地区中学校体育連盟会長は、申請のあった拠点校部活動について、当該種目の地区専門委員長と審査（第一次審査）を行う。

専門部会での審査を行う。

(1) その際、県中体連に提出するための一覧表を作成する。

(2) 県中体連事務局への提出期限は令和 7 年 5 月 2 2 日（木）とする。

- 3 県中学校体育連盟会長は、6 月 3 日に第二次（最終）審査を実施し、承認すると判断した場合は、申請のあった各中学校長へ「拠点校部活動承認書（様式 2）」（以下：承認書）を発行する。

(1) 県中体連会長は、専門委員長及び各中体連会長と申請内容を検討し適正な拠点校部活動か否かを協議する。

(2) 県中体連会長は協議の結果を「承認書」及び「不承認通知書（様式 3）」をもって 6 月上旬までに各学校長宛発行する。

(3) 県中体連会長は、協議の結果を地区中体連会長及び県競技専門部へ連絡する。